

令和6年6月以後、全ての源泉徴収義務者で作業が必要です

# 定額減税説明会

「令和6年度税制改正の大綱(令和5年12月22日閣議決定)に沿った税制改正法案が成立・施行された場合に実施されることとなる「定額減税」については、全ての源泉徴収義務者において、令和6年6月以後最初に支払う給与等の源泉徴収の際から対応が必要となります。

阿倍野税務署では、「定額減税説明会」を公益社団法人阿倍野納税協会との共催により次のとおり開催しますので、事前申込みの上、ご参加ください。

予約方法は次のいずれか（開催日の3日前まで）

LINE予約



● **LINE予約（おススメ!! 予約内容が確認できます）**

右のリンクを読み取っていただき、国税庁LINE公式アカウントを友だち追加した上で、国税庁トーク画面から「申告相談又は説明会出席の申込」を選択し、該当日の予約を取ってください。

● **電話予約**

連絡先：阿倍野税務署 法人課税第1部門 TEL 06-6628-0221



※ 自動音声案内にしたがって「2」番を選択してください。  
その後、「定額減税説明会の事前予約をしたい」旨を伝えてください。

日 時	開催場所	定員
3月29日(金) 14時00分~16時00分	阿倍野区役所 2階大会議室 (住所) 大阪市阿倍野区 文の里1-1-40	各日 100名
4月9日(火) 14時00分~16時00分		
4月22日(月) 14時00分~16時00分		
5月8日(水) 14時00分~16時00分		
5月24日(金) 14時00分~16時00分		

- 事前予約制とさせていただきますので、必ず事前に申込みをお願いします。
- 定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめご了承ください。

定額減税に関する最新情報は、  
「定額減税特設サイト」で確認!!  
特設サイトはこちらから



阿倍野税務署



阿倍野納税協会